

(特別枠用)

3 商 第 7 2 9 号
令和 3 年 6 月 1 4 日

グループ補助金補助事業者 様

福島県商工労働部長
(公 印 省 略)

中小企業等グループ施設復旧整備補助事業における補助事業について (通知)

東日本大震災からの復興・創生期間 (第 1 期) は、令和 2 年度で終了しました。

このため、制度の取扱いが一部変わることが見込まれます。

つきましては、今年度、交付決定を受けたグループ補助金について、令和 3 年度に補助事業を完了してください。

記

- 事業は交付決定を受けた年度中に完了する必要があります。
- 今年度中に事業を完了するためには、交付決定後、早期に事業に着手していただく必要があります。
 - ※ 期限に間に合わない場合、補助金のお支払いができない場合があります。
 - ※ 補助金のお支払い (精算払い) は、事業完了後となりますので、可能な限り早期に完了報告書を御提出ください。